

特別養護老人ホーム飛鳥の郷 利用料金表(入所)/1日あたり

◆深谷市 1単位あたり 10,14円

◆下記は介護保険負担割合証の1割負担の方の単位数

◆従来型施設

2割負担の方は下記の単位表記の数字部分のみ、2倍の数値となる

平成27年8月1日より適応		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多 床 室	施設サービス費	547単位	614単位	682単位	749単位	814単位
	食費	1,500円				
	居住費	900円				
個 室	施設サービス費	547単位	614単位	682単位	749単位	814単位
	食費	1,500円				
	居住費	1,520円				

※食費と居住費は減額になる場合があります。

◆自費負担分

日用品費	シャンプー、ボディソープ、歯ブラシ、歯磨き粉等	1日	200円
教養娯楽費	書道、絵画、その他のクラブ活動費	1日	実費
教養娯楽費(喫茶)	嗜好品(コーヒー・紅茶等を本人希望に基づき提供した場合)	1杯	40円
預かり金出納管理費	事務室金庫で現金・通帳などを管理した場合	1ヶ月	1,500円
預かり金出納管理費	1～2万円程度の現金を施設で管理した場合	1ヶ月	500円
理美容費	施設にて訪問理美容を利用した場合	1回	実費
電気料金	電化製品持ち込みの場合	月額	1,500円
行事参加費	行事に参加した場合	1回	500円
コピー料金	用紙サイズにより (B5・A4) 10円 / (B4・A3) 15円	1枚	10円・15円
写真代	季節行事等の写真を購入希望の場合	1枚	40円
職員受診同行費	ご本人、ご家族の強い希望による受診に職員が同行した場合	1回	3,000円

〈加算料金〉※介護保険制度に基づいて、各々適用される部分のみ加算されます。

1	日常生活継続支援加算	心身の障害が重度の利用者を一定数以上受け入れている場合	1日	36単位
2	看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合	1日	4単位
3	看護体制加算(Ⅱ)	施設基準に1名を足した数以上の看護師を配置している場合	1日	8単位
4	夜勤職員配置加算	施設基準数に1名を足した数以上の夜勤職員を配置している場合	1日	13単位
5	個別機能訓練加算	機能訓練指導員による日常生活動作訓練の指導や、機能訓練などを行った場合	1日	12単位
6	若年性認知症入所者受入加算	受け入れた若年性認知症患者毎に個別の担当者を定めた場合	1日	120単位
7	常勤医師配置加算	専従の医師を1名以上、常勤で配置した場合	1日	25単位
8	精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による療養指導が月2回以上行われている場合	1日	5単位
9	障害者生活支援体制加算	視覚、聴覚、言語機能に障害のある者、又は知的障害者が15人以上入所している施設に、専従の障害者生活支援員1名以上常勤で配置している場合	1日	26単位
10	栄養マネジメント加算	管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成し実施及び評価を行った場合	1日	14単位
11	療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合	1日	18単位
12	外泊時費用	外泊及び医療機関に入院をした場合(上限:月6日)	1日	246単位

13	初期加算	入所日から30日以内の期間（入院後の再入所も同様）	1日	30単位
14	看取り介護加算（1）	看取り介護の体制を整備し、死亡日以前4日以上30日以下に算定	1日	144単位
15	看取り介護加算（2）	看取り介護の体制を整備し、死亡日以前2日から3日に算定	1日	680単位
16	看取り介護加算（3）	看取り介護の体制を整備し、死亡日当日に算定	1日	1,280単位
17	口腔衛生管理体制加算	歯科医師または歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る指導を月1回以上行い、口腔ケア計画が作成されている場合	1月	30単位
18	口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合	1月	110単位
19	経口移行加算	経口摂取に移行するため、言語聴覚士との連携を強化し栄養管理を実施した場合	1日	28単位
20	経口維持加算（I）	著しい摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合	1日	400単位
21	経口維持加算（II）	摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合	1日	100単位
22	退所前訪問相談援助加算	利用者が生活をする居宅を訪問し相談援助を行った場合	1回	460単位
23	退所後訪問相談援助加算	利用者が退所後生活をする居宅を訪問し相談援助を行った場合	1回	460単位
24	退所時相談援助加算	退所後の利用者の生活問題に対する相談援助を行った場合	1回	400単位
25	退所前連携加算	退所前に指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連絡調整を行った場合	1回	500単位
26	在宅復帰支援機能加算	利用者が在宅復帰するに当たり相談援助を行った場合	1日	10単位
27	在宅・入所相互利用加算	利用者が在宅復帰するに当たり可能な限り在宅生活が持続できるよう援助した場合	1日	40単位
28	認知症専門ケア加算（I）	専門的な研修を終了した者を一定数以上配置している場合	1日	3単位
29	認知症専門ケア加算（II）	上記に加え、1名を足した数以上の研修修了者を配置している場合	1日	4単位
30	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の症状が憎悪し、在宅での対応が困難となった場合、緊急に施設サービスを行った場合（7日間限度）	1日	200単位
31	サービス提供体制強化加算（I）イ	介護福祉士が60%以上配置されている場合	1日	18単位
32	サービス提供体制強化加算（I）ロ	介護福祉士が50%以上配置されている場合	1日	12単位
33	サービス提供体制強化加算（II）	常勤職員が75%以上配置されている場合	1日	6単位
34	サービス提供体制強化加算（III）	3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている場合	1日	6単位
35	介護職員処遇改善加算（I）	介護サービスの資質向上を目的とした介護職員の処遇改善を見込んで適切な措置を行った場合、（施設サービス費+算定加算）に5.9%を加算した1割負担	1月	
36	介護職員処遇改善加算（II）	介護サービスの資質向上を目的とした介護職員の処遇改善を見込んで適切な措置を行った場合、（施設サービス費+算定加算）に3.3%を加算した1割負担	1月	
37	介護職員処遇改善加算（III）	介護職員処遇改善加算（I）の90%	1月	
38	介護職員処遇改善加算（IV）	介護職員処遇改善加算（I）の80%	1月	

※料金を掲示したもの以外にも、利用者様からの依頼により購入する日用品などにつきましては、実費を徴収いたします。

※介護職員処遇改善加算につきましては、毎月に変動があるため明確な金額表示は省かせて頂きます。